

阪神地区相互利用に関する協定

- 第1条 本協定は阪神地区協議会に加盟する大学図書館が図書館資料を広く学問・研究に役立たせるため、その利用（以下「相互利用」という）について必要な事項を定め図書館間の相互協力に資することを目的とする。
- 第2条 相互利用は閲覧・複写・貸借・分担保存等につき各館の事情に応じて便宜を提供する。ただし、この利用は加盟館の好意と特典であつて権利ではない。
- 第3条 加盟校の教職員・学生（大学院生を含む）が他館の閲覧を希望する場合は、加盟館の発行する依頼状により紹介することができる。
- 第4条 加盟館相互の資料利用は原則として複写をもつて行なうものとする。
2. 複写資料の範囲その他の事項については提供館の複写規定による。
- 第5条 加盟館が資料を貸借する場合は下記により行なうものとする。
- (1) 貸借を行なう資料の範囲および数量は貸出館の規定による。
- (2) 借用期間は現品発送の日から返納到着の日を含め 20 日以内とする。
- (3) 貸借の資料は発送して返送を受けるまでの間は借受館において一切の責任を負うものとする。
- 第6条 相互利用にともなう諸経費はすべて依頼館の負担とする。
- 第7条 その他、相互利用について協議を必要とする場合は阪神地区協議会において合議により決定する。
- 第8条 本協定を円滑に運営するため運営委員校をおく。
2. 運営委員校は本協定の会務を処理し、阪神地区理事校に報告する。
3. 運営委員校は加盟館の中から互選し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
- 第9条 協定の運営に必要な経費については、阪神地区協議会において合議により実費を徴収することができる。
- 第10条 協定の実施に必要な手続きその他については、別に定める「実施要領」によるものとする。

付 則

1. この協定の改正は阪神地区協議会において合議により決定する。
2. この協定は昭和 49 年 4 月 1 日以後効力を発する。